

道路施設等行政財産の維持・管理等に関する業務委託契約に係る入札等に関する要領

平成 20 年 6 月 1 日

県土整備部技術企画課

(対象業務)

第 1 条 この要領の対象となる業務は、県が発注する次に掲げるものとする。ただし、別に要領等の定めのある業務を除く。

(1) 道路施設等行政財産の維持・管理等に関する業務

道路施設、河川施設、ダム施設、港湾及び漁港施設等行政財産の点検、維持、管理等に関する業務

(2) 除草及び街路樹の管理等に関する業務

道路、河川敷、港湾及び漁港等の除草並びに街路樹の剪定、施肥、薬剤散布等に関する業務

(3) 清掃等に関する業務

道路施設、河川及び海岸等の清掃並びにダム、河川、海岸、港湾及び漁港等の流木及び漂着物の除去等に関する業務

(参加資格)

第 2 条 この要領の対象となる業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号（これらの規定を令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号。以下「物品買入れ等要綱」という。）第 4 条に規定する名簿（以下「名簿」という。）に登録された者

イ 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成 20 年宮崎県告示第 369 号。以下「建設工事等要綱」という。）第 7 条に規定する建設業者等有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に登録された者

2 随意契約については、令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当する場合を除き、原則としてこれに準ずるものとする。

(電子入札)

第 3 条 この要領に基づく競争入札及び随意契約に係る見積合わせは、宮崎県建設工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により行うことができる。

(競争入札又は随意契約)

第 4 条 契約の締結は、次に掲げる予定価格（宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県告示第 2 号。以下「財務規則」という。）第 122 条第 2 項ただし書きの規定により単価について予定価格を定めた場合にあつては当該契約において予定される支出の総額とする。以下この条及び第 8 条において同じ。）の区分に応じて定めるところにより行うものとする。

(1) 予定価格100万円以上

一般競争入札（条件付一般競争入札をいう。以下同じ。）又は指名競争入札とする。
ただし、令第167条の2第1項各号に該当する場合は随意契約とすることができる。

(2) 予定価格100万円未満

原則として随意契約とする。

（最低制限価格の設定）

第5条 競争入札においては最低制限価格を設けるものとし、一般競争入札にあつては入札公告に、指名競争入札にあつては指名競争入札通知書にその旨を記載するものとする。

（入札参加資格の設定等）

第6条 一般競争入札においては、第2条に定めるもののほか、次に掲げる事項を入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）として設定することができる。

- (1) 当該業務部門又は当該業務に類する部門の名簿又は有資格業者名簿の登録の状況
- (2) 地理的条件
- (3) 当該業務遂行についての技術的適性（当該業務又は関連する業務の遂行状況、技術者の状況、手持ち業務の状況等）
- (4) 経営状況
- (5) 過去の受注業務の成果に対する評価
- (6) 安全管理及び労働福祉の状況
- (7) 不誠実な行為の有無その他の信用状態

2 指名競争入札における入札参加者及び随意契約における見積者の選定に当たっては、委託業務の適正な履行を確保するための遂行能力を重視するとともに、経済性及び効率性を考慮して公正かつ厳正に行うものとし、発注しようとする業務の将来予想される全体の業務量及び業務内容、発注業務の予定価格等を踏まえ、他の要綱等に定められた指名基準によるほか、前項各号に掲げる事項を総合的に判断して行うものとする。

（入札参加資格審査会の審査等）

第7条 前条に規定する入札参加資格の設定並びに入札参加者及び見積者の選定は、次に掲げる区分に応じ当該各号に定める審査を経て、行う。

- (1) 一般競争入札における入札参加資格の設定及び指名競争入札における入札参加者の選定

知事契約に係るものにあつては各部局の、それ以外の契約に係るものにあつては各発注機関の入札参加資格審査会（条件付一般競争入札実施要領（平成19年4月1日定め）第22の規定により設置されたものをいう。）の審査を経るものとする。

- (2) 随意契約における見積者の選定

随意契約審議書（別記様式）により出先機関の長又は本庁の課長及び所属関係職員2人以上との合議による審査（随意契約によろうとする理由の審査を含む。）を経るものとする。この場合において、当該随意契約審議書は、予算執行伺の際、添付するものとする。

（入札参加者数等）

第8条 指名競争入札における入札参加者及び随意契約における見積者の数は、次に掲げる

区分に応じて定めるところによる。ただし、第6条第2項に規定する指名基準等を満たす者がこの数を満たさない場合及び見積依頼を行う業務に係る見積りを提出する者がこの数を満たさない場合は、この限りでない。

- | | |
|--------------------------|-------|
| (1) 予定価格2,000万円以上 | 10者以上 |
| (2) 予定価格250万円以上2,000万円未満 | 6者以上 |
| (3) 予定価格10万円以上250万円未満 | 3者以上 |
| (4) 予定価格10万円未満 | 1者以上 |

(指名停止等があった場合の取扱い)

第9条 物品買入れ等要綱第9条に規定する指名停止又は建設工事等要綱第10条に規定する入札参加資格停止があった場合は、物品買入れ等要綱又は有資格業者の入札参加資格停止に関する要領（平成16年4月22日定め）の定めるところにより取り扱うものとする。

(見積期間等の確保)

第10条 入札の公告及び指名競争入札通知書の通知は、財務規則第120条及び第135条に定めるところにより、次の区分に応じて行うものとする。

(1) 一般競争入札

入札期日の前日から起算して少なくとも10日前（当該日数には宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日及び8月13日から8月15日までの日は含まない。以下日数の規定において同じ。）に公告すること。ただし、緊急やむを得ない理由があるときは、その期間を3日前までに短縮することができる。

(2) 指名競争入札

入札期日の前日から起算して少なくとも7日前に通知すること。ただし、緊急やむを得ない理由があるときは、その期間を短縮することができる。

2 随意契約にあつては、原則として1日以上の見積期間を確保するものとする。

(入札保証金)

第11条 入札保証金については、財務規則第100条の規定による。

(落札者等の決定)

第12条 競争入札における落札者及び随意契約における契約の相手方は、次に定めるところにより決定する。

(1) 競争入札

ア 落札者の決定に当たっては、予定価格の範囲内で入札した者のうち最低価格（最低制限価格を設定した場合にあつては最低制限価格以上の価格に限る。）で入札した者を落札者とする。この場合において、落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を加算した金額とする。

イ 開札の結果、落札者となるべき者がいなかったときは、初回の入札に参加した者（無効とされた者を除く。）による入札（以下「再度の入札」という。）を直ちに実施するものとする。

ウ 再度の入札の回数は、1回とする。

エ 再度の入札においても落札者となるべき者がいなかったときは、予定価格を超えた応札のうち最低入札価格との差が僅少の範囲にあるときに限り、最低価格で入札した者と随意契約により、予定価格を超えない範囲で契約を締結することができる。

(2) 随意契約

契約の相手方の決定は、原則として競争入札に準ずるものとする。ただし、随意契約における見積合わせは繰り返し行えるものであるが、見積合わせに参加しなかった者又は見積書が無効となった者は、再度の見積合わせに参加できない。

(入札・契約の過程等の公表)

第13条 この要領に基づく入札・契約の過程及び契約の内容については、次に定めるところにより公表するものとする。

(1) 公表内容

建設工事等の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する事項の公表要領（平成19年4月1日定め。以下「公表要領」という。）第4の規定を準用する。

(2) 公表の方法

入札又は随時契約を行った発注機関又は本庁関係課において公表要領別記様式第1号、第2号及び第4号を閲覧に供するとともに、電子入札システムにより入札及び随意契約を行ったものにあつては、宮崎県公共事業情報サービスにおいて公表するものとする。

(3) 公表の期間

当該契約を締結した日の属する年度の次年度の3月31日まで

附 則

この要領は、平成20年6月1日以降に入札公告若しくは指名通知を行うもの又は見積をとろうとするものから適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

2 なお、この要領の施行の際現に入札公告、指名通知又は見積依頼がなされているものの取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成24年4月2日から施行する。

2 なお、この要領の施行の際現に入札公告、指名通知又は見積依頼がなされているものの取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、施行の日以降に入札公告及び指名通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日以降に入札公告若しくは指名通知を行うもの又は見積りをとろうとするものから適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。